（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第六条　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条　削除

附則第一条第四号の三中「第十六条第一項」を「第十六条」に改め、同条第五号から第七号までを次のように改める。

五から七まで　削除

附則第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

附則第十六条第一項中「（以下この条において「廃止前暫定措置法施行令」という。）」を削り、同項後段及び同項の表並びに同条第二項から第六項までを削る。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第七条　地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条（見出しを含む。）中「附則第十六条第一項」を「附則第十六条」に改める。

附則第一条第三号中「限る。）」の下に「及び第九条」を加える。

附則に次の一条を加える。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正）

第九条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第三項中「第七十二条の三十三」を「第七十二条の三十一」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第八条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「（地方税」の下に「及び特別法人事業税」を加え、「及び森林環境譲与税」を「、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税」に改め、「以下」の下に「この条及び第六十三条において」を加え、同条第四号及び第六号中「地方税」の下に「及び特別法人事業税」を加え、同条第七号中「及び森林環境譲与税」を「、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税」に改める。

第六十三条第八号中「及び森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税」に改める。

第六十四条第一号中「同じ。）」の下に「及び特別法人事業税」を加え、同条第二号中「都道府県税」の下に「及び特別法人事業税」を加える。

附則第五条中「地方税」を「及び特別法人事業税」に、「「地方税（」を「「、特別法人事業税及び」に、「を含む。以下同じ。）、地方法人特別譲与税」を「」と、「及び特別法人事業譲与税」とあるのは「、特別法人事業譲与税」に、「、」とする」を「及び地方法人特別譲与税」とする」に改める。

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

第一条の十第五項第三号並びに第三十三条第一項第一号及び第三号	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した特別法人事業税	なお効力を有する廃止前暫定措置法の規定を適用して計算した旧地方法人特別税

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十号

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）の施行に伴い、及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第四項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の表第一号イの項中「における」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第三条の規定による改正前の」を加える。

附則第十一条の表第一号イの項中「における」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第三条の規定による改正前の」を加え、同表第五号の項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」を「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成三十一年政令第九十号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」に改める。

附則第十二条の表第一号イの項中「における」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）第三条の規定による改正前の」を加え、同表第五号の項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」を「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成三十一年政令第九十号）第二条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第二条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第三号中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

第二条中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

総務大臣　石田　真敏
内閣総理大臣　安倍　晋三

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三